原子力関係閣僚会議決定(H28.3.11)を受けた取組状況

○ 全国知事会の二つの提言 (H27.7.29)

主に安全対策としての「原子力発電の安全対策及び防災対策に対する提言」と、主に原子力防災対策としての「国の施策並びに予算に関する提案・要望」を決定。

○ 原子力関係閣僚会議 (H28.3.11)

全国知事会の提言に対する国の対応方針として、「原子力災害対策充実に向けた考え方」を決定。また、官房長官より、個別のテーマについて詳細化を指示。

○ 原子力災害対策関係府省会議 (H28.4.25)

実動部隊の協力（第一分科会）、民間事業者の協力（第二分科会）、拡散計算も含めた情報提供の在り方（第三分科会）の３つのテーマについて、分科会の設置を決定。各分科会において、関係府省が連携・協力しつつ、関係道府県に意見照会等を行いながら、専門的かつ実務的な検討を実施。

① 第一分科会（実動部隊の協力）
住民避難等の支援活動や原子力事業者が実施する事故収束活動の支援活動に関し、国としての支援や現場での連絡調整等について取りまとめるもの。

② 第二分科会（民間事業者の協力）
自治体が、民間事業者（バス等）との原子力災害時の協力に係る協定等において定めておくべき内容や留意点について取りまとめるもの。

③ 第三分科会（拡散計算も含めた情報提供の在り方）
複合災害も想定した避難・屋内退避の基本的な考え方や、拡散計算を自治体の判断と責任の下で活用する場合の留意点等原子力災害時における情報提供の在り方について取りまとめるもの。

3つの分科会の取りまとめを
原子力災害対策関係府省会議に報告し、決定・公表

**国は、今後とも、関係地方公共団体のご意見・ご提案をお聞きしながら、
原子力災害対策の更なる充実・強化に向けた取組を推進**

原子力災害対策の充実化に向けた分科会の検討結果のポイント

全国知事会からの提言については「原子力災害対策充実に向けた考え方」（平成28年3月11日　原子力関係閣僚会議決定）に加え、新たに以下の事項について整理を行った。

1．実動組織の協力

①各実動組織における**具体的な活動例を提示し、地域ごとの緊急時対応にあらかじめ明記**

（具体的な活動例）

・警察機関	現地派遣要員の輸送車両の先導
・消防機関	避難行動要支援者の輸送の支援
・海上保安部署	巡視船艇による住民避難の支援
・自衛隊	避難の救助

②**平常時においては、**地域連絡会議※1の場等も活用し、**情報共有、意見交換等の取り組みを推進**

③**原子力災害の不測の事態においては、**関係者間における議論を踏まえつつ、**合同調整所※2の仕組みも活用**

④**地域ごとに各機関の特長を活かして連携**

※1　地域連絡会議
原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため、各地域において、関係省庁（実動省庁を含む。）及び原子力事業者等により構成された会議。

※2　合同調整所
各災害ごとに必要に応じて設置される、部隊間の情報共有等を行う場。

2．民間事業者との協力協定等の締結

①自治体と民間事業者の**協定等において定めていくべき内容等を整理・提示**

（内容の具体例）

- 業務実施に当たっての**被ばく線量の管理目安を設定**することや、**被ばく線量の管理方法**について取り決めておくこと
- 防護服、マスク等の**資機材を自治体側で準備する**とともに、当該**資機材の配布手順や配布方法について理解を深めていく**こと
- 業務の実施に要した費用や業務の実施に伴って発生した損害は、基本的に**自治体が負担、補償すること**
- 実際に業務に携わる民間事業者に対し、**定期的な研修の機会を提供すること**

3．情報提供の在り方

①自然災害（地震、津波、暴風雪）による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等は、**自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先**

②住民や民間事業者等に対し、**屋内退避の徹底に関する注意喚起を実施**することや、防災行政無線等**様々なツールを活用し、避難情報等を住民に提供**

③拡散計算については、

- **事前対策として、**避難計画を充実させるための**支援内容（計算の実施、結果の解説等）を明確化**
- **緊急時に、自治体が自らの判断と責任により活用する場合の留意点を整理**

原子力関係閣僚会議決定を受けた防災基本計画の修正事項(H29.4.11中央防災会議決定)

■ 国と自治体の役割の明確化

○　地方公共団体は、内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示に従い、又は独自の判断により、住民等に対して、屋内退避又は避難のための立退きの勧告、指示（具体的な避難経路、避難先を含む。）等の緊急事態応急対策等を行う。

○　地方公共団体は、国が屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、地方公共団体独自の判断で避難指示を行うことができる。

■ 大気中放射性物質の拡散計算の活用

○　国は、地方公共団体が、原子力災害時や避難訓練時において、原子力発電所事故の状況等の情報に加え、自らの判断と責任により大気中放射性物質の拡散計算を参考情報として活用することは妨げない。

■ 安定ヨウ素剤の配布について

○　地方公共団体は、UPZにおいても、PAZと同様に予防的な避難を行う可能性のある地域など、緊急時に安定ヨウ素剤を配布することが困難と想定される地域に関しては、自らの判断で、平時に事前配布を行うことができる。

■ 実動組織の協力

○　国（実動組織含む。）は、地方公共団体の要請等に応じ、又は不測の事態の場合における原子力災害対策本部及び現地対策本部の調整若しくは指示の下に、住民の支援その他の支援活動を行う。

○　国（実動組織含む。）は、必要がある場合には、地方公共団体とも連携しつつ、地域防災計画に応じて、事態の状況や各部隊の装備等を踏まえ、臨機応変に必要な対応をとる等、原子力災害収束に向けた対応の支援を行う。

■ 民間事業者、国・自治体職員の協力

○　国は、地方公共団体が民間事業者と締結する協定等で定めておくべき内容について、マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに、協定締結に向けた支援を行う。

■ 原子力事業者の責務と具体的な対応

○　原子力事業者は、地域原子力防災協議会における検討等を踏まえて、原子力事業者としての協力内容や必要となる体制をあらかじめ整備し、原子力事業者の防災業務計画に反映する。